

官報 号外

平成十四年五月二十四日

○第百五十四回 参議院會議録第二十七号

平成十四年五月二十四日(金曜)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十八号

平成十四年五月二十四日

午前十時開議

第一 国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案(趣旨説明)

一、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

平成十四年五月二十四日 参議院會議録第二十七号 議事日程追加の件 マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案(趣旨説明)

について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。扇国土交通大臣。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

マンシヨンは、都市における住まいの形態として広く普及しておりますが、今後、老朽化したマンシヨンの急増が見込まれております。

都市の再生と良好な居住環境の確保を図る観点から、マンシヨンの建替えの円滑化が重要な課題となっております。

現在、マンシヨンの建替えにつきましては、建替えを行う団体の法的位置付けが明確でないという点、区分所有権等の関係権利を再建したマンシヨンの円滑に移行させるための法的な仕組みがないこと等の問題点が指摘されております。

区分所有者目らが主体となつて建替え事業を円滑に進めるための制度の整備が急務となっております。

この趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

この趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

第一に、建物の区分所有等に関する法律に基づき建替え決議がされた場合、建替えに合意した区

分所有者が法人格を有するマンシヨン建替組合を設立できるものといたしております。

第二に、マンシヨン建替組合等が定めた権利変換計画に従い、区分所有権、抵当権等の関係の権利を再建されたマンシヨンの円滑に移行させることができるものとしております。

第三に、マンシヨンの建替えに伴つて借家権者等が転出することとなる場合につき居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずることとしております。

第四に、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンシヨンについて地方公共団体が建替えを勧告できるものとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。谷林正昭君。

〔谷林正昭君登壇、拍手〕

○谷林正昭君 私、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となりましたマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案につきまして質問をさせていただきます。

私は、昭和二十一年生まれのいぬ年でございす。五十五歳になりました。

物心が付いたころ親から、人が生きていくためには着る物、食べる物、住む家、これは欠くことができない、衣食住を大切にしようにと教えられました。

食は、食は好き嫌いをして残さず食べ、着る物は大切に、繕ぎは当たり前。だけれども、住んでいた家は、私が小学校四年のときに魚津大火で跡形もなく灰になりました。

四年間のバラック生活の後、ようやく新しい家を建てた父は、完成目前、これからというときに、労働災害事故で四十二歳の若さでこの世を去

りました。長男である私は、高校卒業と同時に、亡き父のためにも何とか家を完成させたい、そう思いながら働き続けました。

母は今、八十歳になろうとしております。最近の母は、古くなった家を思いながら、建替えは自分が死んでからやってくれ、これが口癖になっております。

私は、この法案審議に当たり、改めて、住宅というものが人生にとっていかに大切なものなのか、一口に言い表せない大きな重みのあるものだと考えさせられております。

さて、住宅といっても、いろいろな住み方があります。その一つにマンシヨンがあります。ここ数十年の間で、区分所有集合住宅、いわゆるマンシヨンは急速な普及を遂げました。

昭和三十年代まではわずかに約一万六千戸しか供給されなかったマンシヨンが、昭和四十年代には約五十万戸も供給されるようになり、この時代、新たな生活スタイルの在り方が大きな注目を集めたのであります。

さらに、現在まで通算すると、約三百八十五万戸もの膨大な数のマンシヨンが供給されております。今や、都市住民にとって最もポピュラーな住宅として認識されるに至つたのであります。

とりわけ、東京都心部において一戸建て住宅を購入することは、庶民の立場からは夢のまた夢であります。つまり、これからは、住宅を取得しようとする勤労者にとってみれば、都心部においては、事実上、選択肢はマンシヨンに限定されると言つても過言ではないのであります。

しかし、マンシヨンが普及するに従つて、老朽化や環境の悪化、建替え需要の高まりなど、様々な問題が目立ってくるようになりました。近い将来、住宅問題とはすなわちマンシヨン問題であると言え言つても過言ではない時代が到来することと想定をされます。

今回、このようにマンシヨン建替えの円滑化を図る法案が審議をされることは、その背景を考え

てみると、十分に私も理解するに値することだと考えております。

しかし、マンション大解体時代が必ず来ると言われていたにもかかわらず、今ごろになってこのような法案をようやく検討するに至ったということは、極めて遅い対応であると言わざるを得ません。

今後数十年の間に老朽化したマンションが急激に増え、これらの建替えに係る問題が国民の住宅環境を揺るがす深刻な社会問題になるだろうということは、普及し始めた当時から容易に想像が付いてしかるべきでありました。であるならば、政府は、一体、これまでどのような対応を取ってきたのでしょうか。政府の無策ぶりを指摘せざるを得ません。

これまでにマンションが建て替えられた事例は、全国でわずか百七十七件しかありません。しかも、そのうち百八件は、阪神・淡路大震災により被災したため、安全上の必要に迫られ、やむなく建て替えねばならなかったものであります。このような少ない件数しか建替えが行われていないということは、今日までに至る政府の対応が極めて不十分であったことを如実に示しているのではないのでしょうか。

そこで、国土交通大臣にお伺いをいたします。国民の住宅環境を根本から揺るがしかねないこのマンション建替え問題について、なぜ政府はこれまで具体的な対応を取ってこなかったのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

また、仮に本法案が成立した場合、そのことによって現在百七十七件しか行われていない建替え事例を具体的にどの程度増やすことができる見通しをお持ちなのでしょうか、具体的な数字を基に答弁をお願いいたします。

さて、先ほど私は、この法案が出された背景について理解できると申し上げました。しかし、仮にこの法案が成立したとしても、マンションの建替えが本当に促進されるのか、私はどうしてもそ

のように思うことができないのであります。いや、むしろ新たに様々な問題が発生するおそれがあるのではないかと考えております。

以下、具体的に質問をいたします。

まず第一に、建替え費用の捻出の問題であります。これまで建替えに成功した事例の多くは、建替えに掛かる各区分所有者の負担を軽減するため、建替え後のマンションの戸数を多目に設計し、これらによって生ずる余剰床を売却することによって建替え費用に組み入れてまいりました。しかし、この手法を取ることでできるマンションは極めて限定されているのが実情であります。

現在建てられているマンションは、許容容積率を最大限に利用しているものが多く、余剰の容積を活用した建替え設計を行うことが困難であります。また、仮に余剰床を設定できたとしても、昨今の不動産価格の下落により、これらの売却が順調に進むとは思えません。結果として多額の費用が各区分所有者に転嫁されることが想定をされま

す。区分所有者の立場に立つてみれば、これらの費用やリスクを覚悟してまで建替えを決断しようとする意欲がわきにくいのは当然ではないでしょうか。

私は、このことが建替えの促進を阻害する最大要因となっているのではないかと考えますが、この点につき、国土交通大臣の所感をお伺いいたします。

次に、いつ、どういう場合に建て替えるかという点であります。

ようなものであるのかは明確にはされておられません。そのため、建替えの基準やその是非について各個人がばらばらの判断を下すことになってしま

います。さらに言えば、生活水準の向上によって、従来では不必要とされていた物や器具が必需品となり、その対応ができないがために建替えの必要性が生じることもあり得ます。また、近年では、ケーブルテレビやインターネット、光ファイバーなど各種の情報インフラ対応型のマンションが増えてきていますが、今後はこれに未対応のマンションをどうするのといったことも建替え時期を判断するに当たり大きな影響を及ぼします。

これらの問題に対応し、より多くの区分所有者の納得を得るためには、ある程度共通認識としての老朽化の基準といったものが必要になってくるのではないのでしょうか。建替えの是非をめぐり区分所有者間で議論するに当たっても、その判断材料となる基準がなければかみ合った話し合いにはなり得ません。

これについてどのようにお考えか、国土交通大臣の答弁をお願いいたします。

次に、建替え決議の透明化についてお尋ねをいたします。

マンションの建替えについては、区分所有者の五分の四による建替え決議をもって行うことができますとされております。しかし、当然、より多数の納得の下で建替えが行われることがよりベターであることは言うまでもありません。そのためには、いかに民主的で公平な議論が建替え決議に当たって行われるかが重要であり、それを担保するのが情報の公開といった問題であります。とりわけ、マンションの設計の過程や費用算定の根拠などといった情報が議論の過程において公平かつ正確に公開されることが大切ではないでしょうか。

事情に精通している建設業者やディベロッパーを建替え決議後に設立されるマンション建替え組合に参加させることは、一概に悪いこととは言えないと私は思います。

しかし、これら事業者の参加が当然の前提となることによって、組合設立の前段階である建替え決議に至る過程において情報の透明性という点で悪影響を及ぼさないのか、よっぽど注意をしなければならぬと私は考えます。

事業者の参入により、区分所有者にとって必要な情報が隠ぺいされ、恣意的に誘導されるおそれがないのか、また、それを防止するための対策は十分に取られるのか、国土交通大臣の答弁をお願いいたします。

最後に、マンション建替えにより、高齢者や低所得者又は賃借人など立場の弱い方々の居住権が侵害されるおそれがないのかを指摘しておかねばなりません。

本法案では、危険又は有害なマンションであり、マンション建替え勧告が出されたマンションについては、転出区分所有者や賃借人に対して、公営住宅への入居の特例や家賃の減額などの措置を行う旨、法律上規定されております。

しかし、マンション建替え勧告が出されておらない通常のマンションの場合は、基本方針に居住安定のための措置を定めるとしているだけであり

ます。具体的にどのような施策が取られるのかはつきりしておりません。

マンション建替えに際して、それぞれの区分所有者は大変難しい判断を迫られます。建替えに参加せずにはかへ転出しようとも、老朽化したマンションは資産価値が低く、その売却時価はたかが知れていることから、住み替えは容易ではありません。かといって、隣近所付き合いの手前、たった一人で建替えに反対するのはしり込みせざるを得ないこともあるでしょう。結局、弱い立場の人が泣き寝入りをしなくてはならない結果が容易に想像が付くのであります。

このようなことを防ぐためには、転出区分所有者、とりわけ高齢者、低所得者など弱い立場にある方々に対する対策をはっきり打ち出す必要があると考えますが、具体的にどのような対策を行う予定なのでしょう。国土交通大臣にお伺いをいたします。

これまで何点か質問をさせていただきました。これから人が生きていく上で多様な住み方が求められていると思います。一戸建てが良いと思う人、集合住宅が良いと思う人、賃貸住宅が良いと思う人、様々な思いがあります。いずれにしてもその原点は、家族のきずなと地域コミュニティの醸成だと思えます。

今、都市再生や新しい街づくりなどが強く言われ、その法整備も急速に進んでおります。この法案もその一環だと私は思います。

しかし、一方で、阪神・淡路大震災で被害を受け、仮設住宅で耐えながらも自ら命を絶たざるを得なかった人、いろいろな事情から住むところもなく、やむを得ずホームレス生活を送る人、人生を頑張った挙げ句にひっそりと孤独死を迎える人、これらの問題は、住まいということに政治の光を少しでも当てることによって必ず解決につながるのではないかと私は思います。

苦しんでいる人々に、ここに住んでよかったという安堵の日差しをいかに当てるか、今こそ政治が問われているということを私は訴えながら、国土交通大臣の所感を最後に伺い、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣(国土交通大臣) 谷林議員にお答え申し上げます)

○国務大臣(国土交通大臣) 谷林議員にお答え申し上げます。

マンションの供給が本格化したのは昭和四十年代後半からでございます。建築後三十年を経過したマンションは、現在のところはまだ十二万戸にとどまっております。けれども、これが建築後三十年を経過したマンションというのは、十

年後には約九十三万戸へと急増すると言われております。

今後、老朽化に伴うマンションの建替えニーズが本格的に現れてくるものと思っております。また一方、今おっしゃいましたように、阪神・淡路大震災において、建替えに参加する区分所有者の集まりに法人格が付与されていないということから、関係の権利を再建建物に円滑に移行することが、その仕組みがなかったため、そういう理由でマンションの建替えに当たった際の制度的な問題点が明らかになりました。また、その解決が近年強く求められるようになったわけでございます。

こうしたことから、今後の老朽化マンションの増加に対応しまして、この制度的欠陥を解消するために本法案を提出させていただきます。また、本法案の成立によってマンションの建替えが相当数増加するものと考えております。

なお、今後の建替えの事業量を具体的に予測することは困難ではございますけれども、一定の仮定の下に試算いたしますと、今後十年間に約五万六千戸の建替えを見込んでおります。

二つ目には、区分所有の費用の負担、リスクが建替えの阻害要因になっているのではないかと二つ目の御質問がございました。

マンションも他の住居と同じように個人の財産でございます。その建替え費用は、基本的にはその所有者において負担すべきものであると、こう考えておりますけれども、条件によっては多額の費用の負担が発生したり、不動産価格の下落といったそういうリスクがあるということは、今、谷林議員がおっしゃったように、私たちも認識をしております。

そういう意味で、このために、区分所有等の経済的負担を軽減して、建替えの円滑化を図る観点から、建物の除去費あるいは共同施設整備費等に對します国庫補助、住宅金融公庫融資における融資条件の優遇、そして譲渡所得税や登録免許税等の税制の特例措置によりましてこれを支援するこ

といたしております。

また、空き地の整備などによります市街地環境の整備改善に關しましては、容積率の緩和でございますとか、あるいは総合設計制度の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

これらの措置によりまして、区分所有者の費用の負担、リスクの軽減が図られて、マンション建替えの円滑化に資するものとも考えております。

三つ目には、老朽化の基準についてのお尋ねでございます。

マンションの建替えが検討されて、そしてそれに当たりましては、建物の老朽化の程度を把握した上で、維持修理を続けた場合との比較、それに関する確かな情報に基づきまして、区分所有者間で十分な協議が行われた上で判断されることが重要であるというは今おっしゃったとおりでございます。

そういう意味では、このために、大臣が定める基本方針において、マンションの建替えに向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項、それを、マンションを建て替えるかあるいは修繕するかを判断するための技術的な指針の作成を盛り込むことにいたしております。

当該の基本方針を受けて、老朽化の程度を的確に把握するとともに、それを踏まえて、建替えと補修についてそれぞれの工事内容とコスト等を適切に比較することを可能とする指針を作成し、その周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

四つ目、民間事業者の場合の建替えの決議の透明化についての御質問がございました。

建替え決議は、区分所有法に基づきまして、区分所有者の五分の四以上の賛成多数で行われるものでございますけれども、決議に至る過程においては、区分所有者が的確な情報に基づいて十分な議論を行うことが重要でございます。本法案に基づいて、基本方針に従って、建替え又は修繕の

判断に關する技術的指針や適正な合意形成のためのマニュアルの作成など、情報の提供、そして相談体制の整備等に努めることといたしております。

なお、建替え決議がなされた後に、本法案に基づきまして、民間事業者が参加組合員として参加すること、これも可能となっておりますけれども、その場合には、区分所有者の意向を十分に反映いたします趣旨から、組合員の四分の三以上の多数の同意に基づいて定款で定めることを必要としているほか、事業者の資力及び信用を都道府県知事による設立許可に当たった際の判断要素とすることとしておりますし、これらを通じて、参加組合員制度の適切な運用が図られるものと思っております。

五つ目には、マンションの建替えに伴います転出者、高齢者の居住の安定措置についてのお尋ねがございました。

建替えに参加することが困難な高齢者あるいは低所得者など弱い立場にある方々の居住の安定を図ることは、マンションの建替えを円滑に進める上で重要な課題であることは、谷林議員の仰せのとおりでございます。

このために、国土交通大臣が定める基本方針において、賃借人及び転出する区分所有者の居住の安定の確保に関する事項を定めることとしており、法律案の第九十条に、基本方針に従って、居住の安定の確保に努めるべき旨を、これを規定しているところでございます。

基本方針におきましては、高齢者など居住に困難する転出者に対する具体的な支援措置について、三つございます。一つ、地方公共団体による住宅のあっせん、公営住宅等の公共賃貸住宅への優先入居、二つ目には、従前の居住者用賃貸住宅に係る家賃等の補助、そして三つ目には、賃借人が賃借人に支払う移転料の支払に当たった際の補助などを定めて、実施することといたしております。

これらの措置によって、最大限、高齢者、低所得者など弱い立場にある方々の居住の安定を図ってまいりたいと思っております。

最後に、苦しんでいる人々の住まいに対する支援の在り方についてのお尋ねがございました。

突然の自然災害に見舞われました様な不幸に遭遇して絶望のさなかにある方々に温かな救いの手を差し伸べることは政治の要諦でございますし、我々の社会が当然に備えなければならぬ基本原理であると考えております。

したがって、御指摘のとおり、現に苦しんでいる方々を支援することは重要でございますし、とりわけ、日々の生活の場となる住宅を確保することは、住宅の政策の基本的な課題であると認識いたしております。

さらに、住宅は、家族の団らんを支え、明日への活力を培い、心身を充実させる最も重要な生活基盤でございますし、国民の一人一人が、大都市、地方都市等々その住む場所に就いて、また、年齢、世帯構成等に就いて、ゆとりある住生活を送れるように、住まいの充実を目指した住宅政策に取り組んでいかねばなりません。

今後とも、このような観点から、国民一人一人が安心して充実した住まいを実現できるように全力で取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。川口外務大臣。

〔国務大臣川口順子君登壇、拍手〕

○国務大臣(川口順子君) 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について国会の承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

この議定書は、先進国等が一千八八八年から一千九二二年までの五年間において数量化された約束に従って二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制し又は削減すること、このために、一定の条件に従い、森林等の吸収源や排出量取引等を活用できること等を定めるものであります。我が国については、千九百九十年の水準に比して六％削減することを約束するものであります。

平成四年に作成された気候変動に関する国際連合枠組条約は、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による気候変動に対処するための国際的な枠組みを初めて定めたもので、我が国も翌平成五年に国会の御承認を得てこれを締結しました。

この枠組条約は、締約国がそれぞれ「共通に有しているが差異のある責任」等に従い、「人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。」と規定しておりますが、温室効果ガスの削減について具体的な数値等による義務を定めていません。このため、平成七年にドイツのベルリンで開催された枠組条約の第一回締約国会議において専門委員会を設置することが決定され、専門委員会による検討も踏まえ、平成九年十二月十一日に京都で開催された第三回締約国会議において、この議定書が採択されました。その後、この議定書の運用に関する細目を定める文書案を作成する交渉が行われた結果、昨年十月から十一月まで、モロッコのマラケシュで開催された第七回締約国会議において、当該文書案について実質合意に至ったものであります。

地球温暖化防止のための効果的な国際枠組みであるこの議定書を早期に発効させ、実施に移すことは、地球環境保全の観点から極めて重要です。よって、地球温暖化防止のための国際社会の取組の機運が失われることがないよう、我が国としてこの議定書を締結し、議定書の発効に貢献することは、極めて大きな意義があります。

以上を御案内の上、この議定書の締結について御承認くださいますよう、お願い申し上げます。以上が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について国会の承認を求めるの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がございました。発言を許します。広中和歌子君。

〔広中和歌子君登壇、拍手〕
○広中和歌子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件について御質問いたします。

質問に先立ち、瀋陽事件について一言申し上げます。何はともあれ、亡命者五人が無事韓国の土地を踏めたことは人道上的観点からも多量にいたしますが、日本政府は、今後、類似の事件にどう対応するおつもりなのか、政治亡命者や難民問題に対する基本方針を官房長官にお伺いいたします。

京都議定書は、今から四年半前に、我が国の京都、京都の地でまとめ上げられました。人類の進歩や発展、あるいはこの文明の在り方に大いに転換を求める人類史上画期的な国際ルールであります。

京都会議、すなわちCOP3は、二十世紀に日本で開催された最大規模の国際会議でした。世界じゅうから、政府関係者のみならず、政治家、環境団体、経済人、学者、ジャーナリストなど、何万人も集まり、会議本だけでなく京都じゅうで様々なイベントが行われました。

日本国憲法前文には、「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」とありますが、大環境大臣が中心となって京都でこの議定書をまとめ上げたとき、私は、この憲法のくだりが初めて実現したのだと思いました。

ところが、京都議定書の採択から批准の国会審議までに四年半も費やしています。この間、京都議定書の詳細なルールについての国際交渉が続けられてきたわけですが、日本政府は、一日も早い合意に向けて努力する代わりに、米国などと組んで一部経済界の利益を国益という名で代弁し、合意寸前で交渉を決裂させたり、米国ブッシュ政権が離脱宣言をしてからは、それを口実に森林吸収三・九％を獲得、我が国の排出削減量を実質的に大幅緩和するなど、巧妙なる外交を展開し、国際NGOからは化石資源という不名誉な賞をもらっております。

この交渉でタフネゴシエーターとして名をはせた現在の川口外務大臣にお伺いいたします。一部経済界の利益を国益として代弁することは、日本国民と地球社会に対する大きな裏切りであり、我が国が国際社会において名譽ある地位を占めるとはほど遠いと考えますが、いかがでしょう。

我が国は、二十一世紀の国際社会において環境を基軸にした外交を展開し、ミレニアム・サミットでも合意したように、途上国の持続可能な発展を支援することこそ最もふさわしい姿だと考えますが、御見解を伺います。

この夏には、ヨハネスブルグで地球サミットが開催されます。十年前のリオに向けては、当時、平岩さんを会長とする経団連、市民団体、青年会議所、労働界、科学者、学生団体など、そして我々超党派の政治家が、政府とも協力して、企業や団体、個人の具体的な行動を約束したり、共同して提案をまとめたり、途上国の環境資金に関する国際的な賢人会議を開催したりいたしました。折から、東西冷戦が終えんを迎え、温暖化問題

など地球環境問題が国際社会の共通の課題になり始めた時期であり、日本でも大変に盛り上がったものでございます。そして、リオの場では、我が国は世界最大の環境ODAを約束し、高い評価を得ました。

その十年後のヨハネスブルグ環境サミットにおいて、小泉総理は、日本国として何を主張し、何で貢献し、リーダーシップを発揮しようと考えておられるのか、具体的にお伺いいたします。

さて、我が国がまとめ上げ、今、参議院でその締結の承認についての審議が開始された京都議定書、その目標を達成することは我が国にとって決して容易ではないと言われていると思います。

確かに、小手先だけの対策、対症療法だけでは難しいと思います。日本の経営者、経済界あるいは労働界の中には、京都議定書の批准が、我が国経済の国際競争力を損なう、あるいは産業の空洞化を加速させるなどといった考え方の方もいらっしゃると思います。

しかし、京都議定書は、さきにも述べたように、我々の文明の在り方の転換を求めるものでございます。すなわち、都市構造、エネルギーシステム、交通体系、産業構造などを二酸化炭素などの排出が少なくなるように変えていく、そのために、財政、税制始め様々な制度や仕組みを改革する、これが京都議定書の目指すものであり、温暖化対策であります。しかも、この過程で技術革新が生まれ、投資やビジネスの膨大なチャンスが開けるのです。つまり、経済活性化や雇用創出を約束しているのです。しかも、京都議定書には明確な数値目標がある。目標が大きいほど経済活性化のチャンスも大きいと思います。京都議定書に参加しないアメリカのことを気にすることはありません。彼らは必ず後から後れて付いてきます。我が国が環境技術開発と投資をここに経済発展を遂げ、そして更に世界じゅうにその技術を伝える。我が国がこうした形のリーダーシップを発揮することも国際社会に名譽ある地位を占めることだと

思いいますが、経済財政担当大臣の御所見を伺います。

特に、二十一世紀、確実に経済大国となる隣国中国に対する環境を中心とした経済協力は欠かせません。かつて、環境問題は先進国の問題とうそぶいていた中国が、今、経済発展と環境破壊のジレンマに直面しております。我が国にとってはいいつか来た道、そしてまた、情けは人のためならずでもあります。環境大臣の御所見を伺います。

政府は、この三月に新しい地球温暖化対策推進大綱を決定し、百種類を超える具体的な、定量的な対策を盛り込み、これを見直しながら二酸化炭素などの排出量を二〇一〇年に九〇年度比でマイナス六％という目標を達成するとしています。この百種類を超える具体的な対策の実施は、新たな設備投資、公共投資、住宅投資、あるいは新たな消費をもちたすことになるわけですが、これらによる経済効果、雇用創出効果をどのように見ておられますか。そして、環境と経済・雇用を同時に達成するこの温暖化対策を今後の経済財政運営の基軸として積極的に活用すべきだと考えますが、いかがでしょうか。経済財政担当大臣に伺います。

京都議定書の目標を達成するためには、先ほど述べたような様々な分野での改革やシステムの転換など、具体的な政策が必要です。幾つか提案させていただきます。

まず、税制の問題です。

石油、石炭、天然ガスという化石燃料の課税を、それぞれの二酸化炭素の原単位に応じた公正な税率にすべきだと考えます。現状では、石油には石油税、揮発油税、軽油引取税など、天然ガスには石油税が課され、最も二酸化炭素の多い石炭には消費税以外の税金は課されていない、大変いびつなものになっています。化石燃料に関する税金を一度全部廃止して、化石燃料全体を炭素税の観点で公平に課税したらどうでしょう。課税の簡素化にもなります。

あわせて、その税収は特定財源として温暖化対策に充て、環境に優しい対応をした消費者に還元

すべきだと考えますが、財務大臣にお伺いします。

次に、風力や太陽光発電など再生可能エネルギーの温暖化対策になる新しい技術というものは、一般的にコストが高いわけですが、まとまった需要が確保されれば生産コストが低下し、普及がしやすくなります。そこで、例えば五年後に全国の公立学校約四万校に太陽電池を五十キロワットずつ、合計二百万キロワット設置するという計画を実施したらどうでしょう。つまり、メーカーに対して五年後の二百万キロワットの需要を約束するのです。環境大臣に伺います。

また、現在、電気のない暮らしをしている二十億に上る途上国の人々への支援にも役立たすことができます。こうした視点での環境ODAによる太陽電池の需要拡大を推進すべきだと思いますが、外務大臣に伺います。

さらに、住宅や建物の省エネ化です。この分野からの二酸化炭素の排出増加は著しいわけですが、日本の住宅や建物の断熱構造化は非常に粗末です。新築のものには欧米並みの断熱熱や二重窓を義務付ける、既存の建物や住宅には外断熱工法などによってどんどん断熱構造化する。公共事業が減って仕事に困っている地域の工務店などの新しい仕事になりますか。経済財政担当大臣に御所見を伺います。

そして、何事も隅より始めようです。今後、公共の建物や学校には太陽電池、断熱仕様、屋上緑化などを義務付けていただけませんか。官房長官に伺います。

さて、観点を換え、二酸化炭素などの排出を減らすためには、ソフトな社会インフラにもメスを入れなければなりません。そして、これは決して我慢することではなく、真の豊かさを実感できるものでなければなりません。

一つは、これまでも参議院の超党派の議員連盟で試みられたサマータムの導入です。十九世紀の終わりに国際的な標準時が定められる前までは、日本では、季節に応じて日の出時刻を基準とした時刻が使用されてきました。そして、現在、七十カ国以上の国でサマータムが導入されています。日本人も人間が作った標準時というものを地域と自然の摂理に応じて変更するぐらいの柔軟性を持ってもらいたいのではないかと。環境大臣に伺います。

同じように、日本人はほとんど休暇を取りません。勤勉だからと言う人もありますが、社会的、制度的な強制が働いているのではないのでしょうか。特に、今や夏の長期休暇を実現できる社会にしていけることが不可欠ではないでしょうか。

私は、これを妨げている制度の大きな一つが、政府各省の概算要求を八月三十一日までに財務省に提出しなくてはならないという予算決算及び会計令の規定だと思います。これは、単に国家公務員だけでなく、地方公務員、更には関連する民間団体や企業などにも影響してきます。概算要求の提出は十月末としたらいかがでしょうか。財務大臣に伺います。

また、交通渋滞の経済的ロスや二酸化炭素排出は相当のものです。東京都心の路上での違法駐車は八割にも達すると言われています。取締りを民営化するなど、道路交通法に従って違法を取り締まるべきだと思います。いかがですか、官房長官に伺います。

さらに、渋滞を解消する手段として、高速道路でのITを活用した料金自動支払システムであるETCの積極的導入を図ること。しかし、日本では機器が一台三万円、取付け費用が五千円、すべて個人負担です。ニューヨークの経験では、イージーパスと呼ばれるこのシステムは全額無料で、しかも、普及のため料金も割引されます。日本でも自動車関連の税からドライバーに機器の無料化を図ることができればありませんか。財務大臣に伺います。

経済社会の仕組みを工夫することによって、企業や個人から環境に優しい行動を引き出すことは大切ですが、これらの行動を起こすのは私たち一

人一人です。学校や職場、地域社会などで環境意識を高めるための環境学習、環境教育が必要です。マスコミやNGOの協力も欠かせません。国としてどのように取り組まれるか、環境大臣に伺います。

さて、私たちは、元ロシア大統領ゴルバチョフ氏やリオの環境サミットの事務局長モリス・ストロング氏の世界の仲間とともに、十年前のリオで実現しなかった地球憲章を新たにドラフトし、世界の多くの人々の賛同を得て、今、ヨハネスブルグに向け、日本を含め、様々なレベルでの地球憲章の普及を図っています。

地球憲章は、我々の唯一の住みかである地球に対する責任を分かち合い、お互いや他の生物への思いやりを持って、持続可能かつ平和で公正な社会をこの二十一世紀に築くための価値や原則をうたい、行動規範を述べております。

官房長官、大環境大臣、地球憲章を読んでいただいているか分かりますが、この本会議の場で、国民に向かって、地球を救うための一人一人の行動を御自身の言葉で呼び掛けていただきたいと思います。官房長官、環境大臣からお願いいたします。

議員の皆さん、ひな壇の閣僚の皆さん、そして国民の皆さん、京都議定書の目標の達成に果敢に挑戦し、同時に、その過程を通じて、もう一つの大きな課題である経済や地域の活性化、雇用創出を図っていくではありませんか。そして、それを実現し、我が国は、世界の新しい環境モデル国になり、世界の中で名誉ある地位を占めようではありませんか。

私は、このために幾つかの提案をさせていただきました。官房長官を始め閣僚関係におかれましては、明確かつ積極的な御答弁をお願いし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇、拍手)
○国務大臣(川口順子君) 京都議定書に関する交渉と我が国の対応についてお尋ねでございます。

けれども、昨年のCOP6再開会合及びCOP7におきまして、我が国は、京都議定書の京都会議の議長国といたしまして、二〇〇二年の発効を目指しまして合意形成に最大限努力をいたしました。

温室効果ガスの排出を効果的かつ効率的に削減するために、京都議定書で定められている吸収源や京都メカニズム、これを有効に活用することができるようになることは極めて重要であると考えます。我が国は、このような考え方に基きまして協議に臨みまして、最終的に各国の理解を得て我が国の考えに沿った合意が達成されたわけでございます。

このような実効的で持続可能な温暖化対策のための合意形成に向けた我が国の努力に対しては、各国からも高く評価をされたものと私は考えておりまして、御指摘の点は当たらないと考えています。次に、二十一世紀において環境を基軸にした外交を展開し、途上国の持続可能な発展を支援すべきであるとお尋ねでございます。

地球環境問題は、国際的な共同の取組が不可欠でありまして、人間の安全保障の観点からも早期の対応が重要だと考えます。このような考えから、我が国は、地球環境問題への国際貢献を外交の中で重要な課題と位置付けております。ODA大綱においても、環境と開発の両立を原則の一つとしております。

政府としては、今後ともこうした考えに立ち、環境関連国際約束等の策定、実施、ODAを通じた環境分野での開発途上国支援、環境関連国際機関との協力等の取組を進めるとともに、本年の持続可能な開発に関する世界首脳会議においても建設的に貢献をしていく所存です。

ヨハネスブルグ・サミットにおける我が国の対応についてお尋ねですが、今後の持続可能な開発への取組の在り方について議論される今回のサミットでは、我が国自身の公害克服経験などを踏まえ、持続可能な開発のためには環境と開発の両立が重要であることを主張したいと考えております。

す。また、京都議定書など、我が国の環境面での努力を十分にアピールするとともに、各国にも取組の強化を訴えていく所存です。

さらに、国際社会が戦略、責任、経験を共有することにより、持続可能な開発を実現すべく、地球規模の共有、言い換えますとグローバルシェアリングということですが、を提唱してまいります。我が国自身、水、森林、エネルギー、保健、教育などの緊急の課題に対して具体的な行動を起こすと考えてございまして、我が国の知見や支援実績を生かしたプロジェクトを形成しましてサミットの成功に貢献したいと考えております。

広中議員御自身が森林等について相当の環境分野での貢献をなさっていらっしゃるということ、私はよく承知をいたしておりますので、こういった森林についてもこのプロジェクトに加えていきたいと考えております。

加えて、政府のみならず、NGO、企業など幅広い主体の協力によりまして、全日本、オールジャパンとして、日本の主張、考え方、支援実績、努力成果について広報に努めまして、リーダーシップを発揮していきたいと考えております。

環境ODAによる太陽電池の需要拡大を推進すべきであるとお尋ねでございます。

我が国は、ODAの中期政策にも記されているとおり、持続可能な開発の観点から、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進、環境への負荷の小さい技術の導入等の協力を実施してまいります。途上国において、太陽電池の活用等を通じてエネルギーの安定的供給を確保することとは、環境と開発の両立に資するとともに、保健、教育、給水など社会開発の改善を通じて途上国の貧困削減にもつながります。

こうした観点から、我が国としては、ODAを通じて、太陽電池を活用した支援を実施する等、今後とも途上国における再生可能エネルギーの活用を支援していく所存でございます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)
○国務大臣(福田康夫君) 広中議員にお答えします。

まず、政治亡命者や難民問題への今後の対応方針についてお尋ねがございました。

難民申請を希望する者の入国の問題も含めて、難民受入れの在り方等につきましては、国の内外における人道、人権に関する意識の動向、国際社会の中における日本の役割や関係国との関係等々も視野に入れながら、政府全体としてこの問題に真剣に取り組んでまいります。

次に、今後、公共建築物や学校に太陽電池等を義務付けるべきとお尋ねがございました。

政府では、官庁施設において環境配慮型官庁施設の整備を進めるとともに、学校施設においてエコスクールのパイロットモデル事業を行うなど、太陽電池の設置や屋上緑化等を推進してまいりました。これらの施設に太陽電池の設置等を義務付けることは考えておりませんが、京都議定書の目標達成のため、今後とも率先してこうした取組を強力に推進してまいりたいと思っております。

次に、違法駐車取締りについてお尋ねがございました。

交通流対策は京都議定書の目標を達成するための主要な対策の一つに位置付けられており、警察においても、信号制御の高度化などによって渋滞解消を図る高度道路交通システムの推進とともに、民間との連携を図りつつ、違法駐車取締りの推進を含む路上駐車対策をいろいろと工夫してまいります。

最後に、地球憲章についてお尋ねがございました。

地球憲章は、地球環境の有限性と人類の共同体意識に基づいて各人に行動を呼び掛ける文書でございます。国民が環境保全のための行動を主体的に取るようになるためには環境意識の向上が最も重要と考えており、政府といたしましても、環境問題に関する普及啓発等に努めてまいります所存でございます。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 広中議員から四点の質問をいただきました。

環境問題に対応した技術開発を行い、それを世界に伝えることで、国際社会における日本の名誉ある地位を占めるべきではないかというお尋ねでございます。

日本は人口と経済活動等とが高度に集中しておりまして、環境制約が世界で最も厳しい国の一つであると思っております。これが結果的に環境問題に関心の高い国民のライフスタイルに影響を与え、新たな需要を喚起する契機となる、この点は大変重要であると思っております。

こうしたことを踏まえまして、今年一月に示しました「改革と展望」の中では、温暖化問題を始めとします環境問題に総合的に対応することによって民間の技術開発や製品開発が活発化し、これが新たなライフスタイルないしはビジネスモデルが形成されるという考えを政府としても明示しているところでございます。この点は大変したがって政府としても重要であるというふうに考えております。

第二の、地球温暖化対策推進大綱の経済効果、雇用効果についてのお尋ねであります。

既に複数の研究機関によりまして、京都議定書の目標を達成するには経済へのマイナスの影響を伴うという試算が示されております。しかしながら、温暖化対策への取組が今後の持続的な経済成長や雇用創出などの契機となるように、環境と経済の両立に資する仕組みを整備、構築することは、これは極めて重要であるというふうに思っております。技術的に正確な効果を予測するというのは現実問題としては困難なわけでありますが、当面のマイナス効果だけではなくて、中長期のプラス効果に注目する必要があるというふうに考えております。

環境と経済・雇用を同時に達成する温暖化対策を今後の経済財政運営の基軸とすべきであるという御指摘がございました。

議員御指摘のとおり、この視点、両立の視点は非常に重要であるというふうに考えております。循環型経済社会の構築、脱温暖化の社会づくりなどへの総合的な対応によって、先ほどから申し上げているような、民間の技術開発、製品開発が活発化し、新たなビジネスが形成されて、そこに需要が生まれるというふうに考えるわけであります。

「改革と展望」の中では、この点かなり強調して、思想としては示させていただいたつもりでございます。この仕組みを整備、構築する段階に今来ておりますので、六月の経済活性化の取りまとめの中でもそのような考え方を反映した政策を示したいというふうに思っております。

最後に、建築物の断熱構造などへの取組が雇用創出につながるというお尋ねでございます。この目標を達成するための温暖化対策としては、過度の負担を回避して、負担そのものを公平にするように留意しながら、先ほどから申し上げているように、環境と経済の両立を目指すことが基本である。このような観点から、省エネルギーに向けた取組が、温室効果ガス削減のみならず、日本の持続的な経済成長、雇用創出につながるよう、規制改革、産業化支援を推進していくと。

繰り返すになりますが、六月の経済活性化の中でこうした視点が反映されるように努力をしたいというふうに思っているところでございます。(拍手)

○国務大臣(大木浩君) 地球温暖化問題につきまして大変に内外で御活躍中の広中議員から御体験に即した御質問をいただきましたので、逐次答弁させていただきます。

まず、中国の環境政策と我が国の協力について

でございますが、中国は、最近工業化あるいは都市化の進行によりまして大変に環境が悪化しております。これはもうみんなが認めるところでございますが、中国自身もそのことは十分に認識し

ておりまして、環境保全対策の強化に努めておるところでありまして、温暖化対策につきましても、燃料の転換とか省エネ等については大変に積極的に取り組んでおります。

そこで、我が国といたしましても、我が国自体の公害経験あるいは温暖化対策についてのまた経験といったようなものを踏まえまして、中国に対しては、環境については重要な協力国の一つとして、日中友好環境保全センターを通じた技術移転等々多くの協力を進めております。今後これを強化してまいりたいと考えております。

次に、太陽電池の普及のことについてお話がございました。

これは、御提案のように、まとまった需要を確保すればメーカーの量産体制に導かれるというところ、それは大量普及についてはそういう形であるというところ、今後研究をすることが必要だと思っております。

学校についての太陽電池を設置することにつきましては、温暖化防止ばかりじゃなくて、またやはり環境教育の効果もございしますので大いに進めたいと思っております。既に文部科学省等々でいろいろと実施にも導入を促進しておられます。環境省といたしまして、今後、こういった関係省庁とも御協力しながら、ひとつ議員の御提案も含めて、太陽電池の大量普及策を検討してまいりたいと考えております。

次に、サマータイムの問題でございますが、これは議員からもお話がありましたように、温暖化対策上も大変に有効な考え方だと思っております。

実は参議院の超党派の議員連盟等々で大変に熱心に導入の法案提出等も行われたようでありますが、各党の中ですでに残念ながら合意が得られていないという状況だと承知しております。

ただ、私どもといたしましては、環境省といたしましては、今後とも、サマータイム制度の意義やその導入効果などについて広報活動を努めて、是非ともひとつ実現するように努力をしたいと思っております。どうぞひとつ議員の方でも御協力を

お願いしたいと思っております。

次に、環境意識を高めるための環境学習、環境教育が必要ということですが、これも当然でありまして、もうこれからは私も国民一人一人の環境意識を高めるために、もう幼児から高齢者に至るまでを対象とした環境教育が重要であるということで、このために、例えばですけども、こどもエコクラブ事業などの環境教育に係る事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これ率直に環境行政の責任者として申し上げさせていただきますと、まだまだそういった意味での環境意識を高めるためのいろいろな取組というのは十分ではないというふうに考えておりますので、その方策等につきましては、中央環境審議会でもいろいろと効果的な対策を研究していただいておりますし、また実際にNPOとの連携などについても検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、広中議員ももう自ら非常に御努力しておられます地球憲章についての問題であります。これにつきましては、私としては、地球憲章にも表されるような、いわゆる環境倫理が我が国社会に浸透して国民が主体的に環境保全に取り組んでいくこととなるように、環境教育、環境学習の推進、あるいは環境NPOの活動の支援などによりまして、国民一人一人の自主的、また具体的な活動が活性化するように努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 私に対しては、三つの質問がございました。時間の制約がございしますので、要約して御説明申し上げます。

まず最初に、税制の問題でございました。

いわゆる炭素税を作たらどうかというお話がございまして、これは私たちも真剣に考えなきゃならぬテーマだと思っておりますが、原則といたしまして汚染者負担の原則に立って考えていき

ということ、それから特定財源のお話がござい
ました。特定財源は従来から見まして財政
政の硬直化を招きますのでいかなるものかと思
っておりますが、なお一層の議論をしていただき
たいと思っております。

それから次に、予算の編成、概算要求を八月に
据えてやっておることでございますが、
もって変更できないかという御要望でございます
が、大体、財政法によりまして、予算決算の扱い
方というものが前と後ろがきっちり法律で決めら
れております。それは何かといいましたら、予算
決算の会計令というものがございまして、この第
八条で、概算要求を八月三十一日までに提出せよ
ということが法律で決められておること、これが
一つ。それから、一月中に予算の提出を、国会開
会前に提出せよということが法律で決められてお
ります。

そういったと、通常国会の終了が大体六、
七月ごろでございますので、予算、概算要求を編
成する機会がどうしても七月、八月に集中せざる
を得ないということがございまして、それ
れから、予算の提出が毎年一月でございまして、
で、十二月中に印刷してしまわなきゃならぬとい
うことがございまして、この時間的な制約ござ
いまして、なかなかこの変更が難しい、法律事項
でございますので、御了承いただきたいと思つて
おります。

それから次に、ETCの普及についてござい
ますが、私もこれはちょっと遅いなと思つており
ます。もっと早くこれはやっぱり普及すべきだ
と思つておまして、このことにつきましては、
国土交通省と協議をいたしまして、促進をいたし
たいと思っております。

なお、現在、ちょっと状況を御承知いただき
たいと思つて、五月二十日現在どうなつてお
るのかと調べさせました。そういたしますと、大
体一日にETCを利用していたという車が十三
万台あるとございまして、高速道路全利用
者の中の二・二%。いや、余り、ちょっとちっ
いですが、まあ少ないなと思つておりますが、そ

のうちは首都圏が割と普及しております、首都圏
は約三%使っておりますが、全国で見ましたら
二・二%ということになりまして、一層普及に努
めていきたいと思つております。(拍手)
○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 国土交通省設置
法の一部を改正する法律案
日程第二 平成十四年度における特殊法人の主
たる事務所の移転のための関係法律の整備に関す
る法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員
長北澤俊美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君 ただいま議題となりました二法律
案につきまして、国土交通委員会における審査の
経過と結果を御報告を申し上げます。

まず、国土交通省設置法の一部を改正する法律
案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のた
め、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合し
て運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海
運監理部を運輸監理部と改組する等の措置を講じ
ようとするものであります。

次に、平成十四年度における特殊法人の主たる
事務所の移転のための関係法律の整備に関する法
律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方
針に基づき、平成十四年度において主たる事務所
を東京都港区に移転する日本原子力研究所、宇
宙開発事業団、水資源開発公社、日本鉄道建設公
団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の
六特殊法人について、各設立根拠法における主た
る事務所の所在地の規定を一括して改正する措置
を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議
題とし、陸運支局及び海運支局の統合等の基準、
地域密着型運輸行政と行政サービスの向上、昭和
六十三年に閣議決定された移転基本方針とその後
の社会経済情勢の変化、特殊法人等整理合理化計
画との整合性、その他について質疑が行われまし
たが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して大沢委員より、平成十四年度に
おける特殊法人の主たる事務所の移転のための関
係法律の整備に関する法律案に対し反対する旨の
意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、国土交通省設置法の
一部を改正する法律案は全会一致をもって、ま
た、平成十四年度における特殊法人の主たる事務
所の移転のための関係法律の整備に関する法律案
は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべき
ものと決定をいたしました。
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしま
す。

まず、国土交通省設置法の一部を改正する法律
案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、平成十四年度におけ
る特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法
律の整備に関する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 政策金融機関に
対する検査の権限の委任のための関係法律の整備
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員
長山下八洲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山下八洲夫君登壇、拍手〕

○山下八洲夫君 ただいま議題となりました法律
案につきまして、委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政策金融機関の財務の健全性及び
透明性を確保する観点から、九つの政策金融機関
に対し金融庁の検査を導入できるようにするもの
であります。

委員会におきましては、政策金融機関に対する
金融庁検査の内容、政策金融機関が今後果たすべ
き役割等について質疑が行われましたが、その詳
細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七

賛成

二百八

反対

十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第四 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科科学委員

長橋本聖子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○橋本聖子君登壇、拍手)
橋本聖子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教員免許制度の弾力化を推進するため、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科等の教授を担任することができるようになるとともに、特別免許状を授与するための要件を緩和し、その有効期限を撤廃するほか、教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を図るため、教員免許状の失効及び取上げ処分に係る規定を整備すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、教員の資質能力の向上策、学校教育における社会人の活用の方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して畑野委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百一

反対

二十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
倉田 寛之君	本岡 昭次君

議員
大江 康弘君
山本 香苗君
高橋紀世子君
遠山 清彦君
岩本 莊太郎君
福本 潤一君
中川 義雄君
島袋 宗康君
山口那津男君
山本 保君
木村 仁君
平野 貞夫君
風間 昶君
荒木 清寛君
入澤 肇君
山本 正和君
森本 晃司君
山下 栄一君
月原 茂昭君
田名部匡省君
統一 訓弘君
白浜 一良君
草川 昭三君
扇 千景君
柏村 武昭君
山下 善彦君
森元 恒雄君
舩添 要一君
福島啓史郎君
森田 次夫君

愛知 治郎君	荒井 正吾君
山下 英利君	岩城 光英君
大野つや子君	有馬 朗人君
阿南 一成君	山崎 力君
岸 宏一君	仲道 俊哉君
世耕 弘成君	森山 裕君
阿部 正俊君	岩井 國臣君
北岡 秀二君	市川 一朗君
中島 眞人君	溝手 顯正君
上野 公成君	尾辻 秀久君
野間 赳君	狩野 安君
大島 慶久君	吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君	山崎 正昭君
片山虎之助君	若林 正俊君
田中 直紀君	松田 岩夫君
清水嘉子君	関谷 勝嗣君
中曾根弘文君	西田 吉宏君
陣内 孝雄君	青木 幹雄君
加納 時男君	久野 恒一君
森下 博之君	西銘順志郎君
段本 幸男君	伊達 忠一君
近藤 剛君	小林 温君
後藤 博子君	脇 雅史君
齊藤 滋宣君	有村 治子君
大仁田 厚君	加治屋義人君
小泉 顕雄君	山本 一太君
佐藤 昭昭君	松村 龍二君
林 芳正君	国井 正幸君
常田 享祥君	田村 公平君
田浦 直君	鈴木 政二君
三浦 一水君	清水 達雄君
谷川 秀善君	景山俊太郎君
金田 勝年君	武見 敬三君
中原 爽君	鴻池 祥肇君
矢野 哲朗君	加藤 紀文君
南野知恵子君	河本 英典君
佐藤 泰三君	宮崎 秀樹君
竹山 裕君	真鍋 賢二君
久世 公義君	杵掛 哲男君

10

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二六号)

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一七号)

第一七号)

外交防衛委員会に付託

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

農林水産委員会に付託

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案(閣法第七六号)

経済産業委員会に付託

船舶職員法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

国土交通委員会に付託

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

正する法律案(閣法第八四号)

環境委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

土壌汚染対策法案

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

身体障害者補助犬法案

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、鹿野道彦君外三名提出)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

土壌汚染対策法

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律

同日議長は、十五日のシリ・カタリン・ハンガリー共和国国会議長就任に際し、同議長宛、祝電を送った。

同日議長は、さきに逝去された議員坂野重信君に対し次の弔詞をさされた。

参議院は、わが国、民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもって永年の功勞を表彰せられ、さきに予算委員長、金融問題及び経済活性化に関する特別委員長等の要職に就かれ、また国務大臣としての重任にあたられました。議員正三位勲一等坂野重信君の長逝に対し、つしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

松井 孝治君 補欠 川橋 幸子君

筆坂 秀世君 補欠 岩佐 恵美君

総務委員

森元 恒雄君 補欠 河本 英典君

川橋 幸子君 補欠 松井 孝治君

高橋 千秋君 補欠 池口 修次君

内藤 正光君 補欠 榊葉賀津也君

八田ひろ子君 補欠 市田 忠義君

外交防衛委員

泉 信也君 補欠 千景君

河本 英典君 補欠 森元 恒雄君

文教科科学委員

千景君 補欠 泉 信也君

農林水産委員

榊葉賀津也君 補欠 内藤 正光君

市田 忠義君 八田ひろ子君

池口 修次君 補欠 高橋 千秋君

環境委員

岩佐 恵美君 補欠 筆坂 秀世君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

行政官の適正化のための行政機関等の業務の執行に関する報告及び通報等に関する法律案(櫻井充君外四名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三)号)審査報告書

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第二四四)号)審査報告書

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第七四号)審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第三六六)号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国における「予防原則」の確立と化学物質対策等への適用に関する質問主意書(加藤修一君提出(第二五五)号)

審査報告書

国土交通省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月二十三日

国土交通委員長 北澤 俊美

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のため、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部とする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十四年度に要する経費は、一般会計予算(国土交通省所管)中に計上されている地方運輸局に関する経費二百五十二億六千八百八十七千円、自動車損害賠償保障事業特別会計予算中に計上されている業務取扱に必要な経費十五億九千二百九十九万五千円及び自動車検査登録特別会計予算中に計上されている自動車検査登録事務取扱に等に必要な経費三百五十八億五千二百九十五万四千円の中に含まれる。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

国土交通省設置法の一部を改正する法律案

国土交通省設置法の一部を改正する法律

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「運輸監理部」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸監理部を置く。

第三十六条第二項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「及び位置」を、「位置及び管轄区域」に改め、同条第三項中「海運監理部」を「運輸監理部の所掌事務及び」に改める。

第三十七条の見出しを「運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所」に改め、同条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「陸運支局又は海運支局」を「運輸支局」に改め、同条第二項及び第三項中「陸運支局」を「運輸支局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同条第六項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ四第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運支局及其ノ」を「運輸支局及

地方運輸局、運輸監理部又はハ運輸支局ノ」に改める。

(船員法の一部改正)

第三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所」の長」に改める。

第二百一十一条の四第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所」の長」に改める。

(災害救助法の一部改正)

第四条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「基く」を「基づく」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第五条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第十条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「陸運支局若しくは陸運支局」を「運輸監理部、運輸支局若しくは地方

運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局」に改める。

(水先法の一部改正)

第七条 水先法(昭和二十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「期間よう船」を「期間備船」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第二十六条中「海運監理部、海運支局又は海運支局」を「運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局」に改める。

(造船法の一部改正)

第八条 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「ぎ装品」を「ぎ装品」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第九条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第二項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第五十条の見出しを「(保留船等の特則)」に改め、同条第一項中「けい留船」を「保留船」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「けい留船」を「保留船」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第十条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第七条の三の見出しを「(登録の抹消)」に改め、同条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」

に、「各号の一」を「各号のいずれかに」、「まつ消」を「抹消」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第三項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に、「陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改め、同条第五項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第六項中「陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

(モーターボート競走法の一部改正)

第十二条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第十三条 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第十四条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運監理部」を「運輸監理部」に改め

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十五条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(小型船舶法の一部改正)

第十六条 小型船舶法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(船舶災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 船舶災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長」、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第十八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長」、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に改める。

(自動車重量税法の一部改正)

第十九条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「若しくは陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

第九条中「陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

第十条中「若しくは陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二十条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第七条第一項第一号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

(船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正)

第二十一条 船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(地域雇用開発促進法の一部改正)

第二十一条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第二十一条第三項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第二十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「陸運支局」を「運輸監理部及び運輸支局」に改める。

第六十六条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(小型船舶の登録等に関する法律の一部改正)

第二十四条 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第四項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第五項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(船舶安全法等の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ六

二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第九条

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十条

四 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第四十五条の二第二項

五 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第八条第一項

六 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十七号

七 離島航路整備法(昭和二十七年法律第百二十六号)第十六号

八 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第五号

九 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第二十六号

十 内航海運組合法(昭和三十三年法律第百六十二号)第六十八号

十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第九十一条第三項

十二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第二十七号第一項

十三 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十四号

十四 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十六号

十五 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十七号第三項

十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第六号

十七 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)第十八号及び第二十五号

平成十四年五月二十四日 参議院會議録第二十七号

国土交通省設置法の一部を改正する法律案の整備に関する法律案

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律

条第一項

十八 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第五十七条

十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十条第二項

二十 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)第十四条

(道路運送法等の一部改正)

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十八条第三項

二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第九号)第七條第二項

三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)第十七條第二項

四 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第五十四條第二項

五 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第二十三條第二項

六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二十八條第二項

七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律

第六十四号)第八十条第三項
(経過措置)

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部長若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九條 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月二十三日

国土交通委員長 北澤 俊美

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十四年度において主たる事務所を東京都港区から移転する日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公社、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正する措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、それぞれの法人の移転経費として、平成十四年度一般会計予算(文部科学省所管)中に、日本原子力研究所に三億五千二百七十四万四千円、宇宙開発事業団に六億二百七十七万四千円の補助金が計上されており、平成十四年度一般会計予算(国土交通省所管)中に、運輸施設整備事業団に六百五十万六千円の補助金が計上されている。

なお、水資源開発公社、日本鉄道建設公団及び都市基盤整備公団の移転経費は、それぞれの法人が負担する。

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年四月二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律

(日本原子力研究所法の一部改正)

第一条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「千葉県」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第二条 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「茨城県」に改める。

(水資源開発公社法の一部改正)

第三条 水資源開発公社法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第四条 日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第六條 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

附則

この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

審査報告書

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月二十三日

財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、政策金融機関に対する金融庁の検査を導入できることとするため、所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 民間金融機関に対しては依然としていわゆる貸し渋り問題等の批判があること等を踏まえ、政策金融機関にあつては、民間金融の補完という本来の使命を果たすこと。

一 政策金融機関の中小企業等に対する融資については、いたずらに貸し渋り等の批判を招くことにならないよう、金融庁による政策金融機関に対する検査の実施に当たっては、中小企業等の実態を踏まえ適正かつ的確に行い、一律的にならないよう留意するとともに、各主務省庁及び各政策金融機関においては、金融庁による検査の結果を踏まえた上で、政策金融の機能が的確に発揮されるよう努めること。

一 民間金融機関についても、中小企業等に対する資金供給の一層の円滑化を図ること。

一 各政策金融機関の業務運営に当たっては、国民に対する説明責任の確保及び業務の透明性の向上に努めること。

一 我が国金融システムにおける政策金融機関の位置付けやその民間金融補完機能の考え方を明確化した上で、政策金融機関の在り方の見直しを行うこと。
右決議する。

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年四月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第一條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の次に次の一条を加える。

第四十三條ノ二 主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前条ニ定ムル検査ノ権限ノ一部ヲ内閣総理大臣ニ委任スルコトヲ得

内閣総理大臣ハ前項ノ委任ニ基キ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付主務大臣ニ報告スルモノトス

内閣総理大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限及前項ノ規定ニ依ル権限ヲ金融庁長官ニ委任ス

金融庁長官ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限ノ全部又ハ一部ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第二條 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條の三」を「第三十條の四」に改める。

第六章中第三十條の三を第三十條の四とし、第三十條の二を第三十條の三とし、第三十條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第二十項中「及び第三十條」を「第三十條及び第三十條の二」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條」を「第三十二條の二」に改める。

第三十二條中「金融機関(以下この項を「金融機関(以下この章に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十二條の二 主務大臣は、政令で定めると

ころにより、前条第一項の規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。ただし、受託者等たる地方公共団体又は第二十三条第一項第三号に規定する政令で定める法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げる業務及び同条第八項又は融通法第十条第一項の規定により委託を受けて行う同号ホからリまでに掲げる業務に相当する業務の範囲内に限る。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第十二項中「第四十七条」を「第三十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは「同条第八項若しくは附則第十一項」と、第四十七条に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第四条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

第五章中第三十条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第五条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第五章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十一条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第六条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第六章中第三十七条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十七条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年

法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

第三十三条中「公庫、受託金融機関等」の下に「(融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この章において同じ。)」を加え、「地方公共団体(以下この項を「地方公共団体(融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体を含む。以下この章に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十三条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による公庫、受託金融機関等又は受託地方公共団体に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(国際協力銀行法の一部改正)

第八条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三條」を「第五十三條の二」に改める。
第五章中第五十三條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第五十三條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第九條 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十條」を「第五十條の二」に改める。

第五章中第五十條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第五十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第一條 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の四第一項」に改める。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月二十三日

文教科学委員長 橋本 聖子
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、教員免許制度の弾力化を推進するため、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科等の教授を担任することができるようにするとともに、特別免許状を授与するための要件を緩和し、その有効期限を撤廃するほか、教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を図るため、教員免許状の失効及び取上げ処分に係る規定を整備すること等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、教員の資質の保持と向上を目的とする教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、特別免許状制度の活用促進に当たっては、大学における教員養成の原則を堅持して適切に運用すること。

二、免許状の失効及び取上げの措置については、不利益処分の重大性にかんがみ、公平・公正を確保するよう、厳格な適用を行うこと。

三、学校種間の連携・接続の改善に当たっては、そのための条件整備に一層努めること。

四、教員免許状の総合化については、今後の学校教育の役割、教職の専門性の向上等の観点を踏まえ、中長期的な展望をもって検討を進めること。

五、特殊教育諸学校における教員の当該校種免許状の保有率が低い現状を踏まえ、免許状の円滑な取得のための環境整備等により、その保有率の向上に努めること。

右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成十四年四月二十五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

教育職員免許法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四條」を「第十四條の二」に改める。

第五條第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「免許状取上げ」を「第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十條第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

第五條第三項第一号を削り、同項第二号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六條第二項中「又は第七」を「第七又は第八」に改める。

第九条第二項中、「その免許状を授与したときから五年以上十年以内において都道府県教育委員会規則で定める期間」を削る。

第十条及び第十一条を次のように改める。

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至ったとき。

二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

(取上げ)

第十一条 私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

第十二条第一項中「授与権者」を「免許管理者」に改め、同条第三項中「前条の規定による免許状取上げの処分に係る」を「第一項の聴聞に際しては、」に、「第一項」を「同項」に改める。

第十三条第一項中「第十条第二項又は第十一条の授与権者」を「免許管理者」に改める。

第十四条を次のように改める。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二 第十条第一項第二号に該当するとき(懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。)

三 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき。

第三章第十四条の次に次の一条を加える。

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又

は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることである。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若しくは講師となることである。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、そ

れぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第二項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とする。

附則第七項の表備考第一号中「附則第十一項を附則第九項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第八項を附則第六項とし、附則第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十二項とし、附則第十六項を附則第十三項とする。

附則第十七項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十八項を附則第十五項とし、附則第十九項を附則第十六項とし、附則第二十項を附則第十七項とする。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第三備考第一号、第二号及び第六号中「及び別表第七」を「別表第七及び別表第八」に改め、同表備考第八号中「勤務する学校の所在する都道府県の授与権者」を「免許管理者」に改める。別表に次の一表を加える。

別表第八(第六関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師(これらに相当する中等後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教諭又は講師を含む。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状 小学校教諭普通免許状	三	一三
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状 高等学校教諭普通免許状	三	一二
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	三	一四
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	九
備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。		六	一二

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第二項及び第九条第二項の改正規定、第十八条の四の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、別表の改正規定(別表第三備考第八号の改正規定を除く。)並びに附則第三条の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第五条第一項第六号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし

書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

第三条 第九条第二項の改正規定の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

第五条 新法第十条第二項の規定は、施行日以後に免許状が失効した者について適用し、施行日前に免許状が失効した者については、なお従前の例による。

第六条 新法第十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事由により解雇された者について適用し、施行日前に同項に規定する事由により解雇された者については、なお従前の例による。

第七条 新法第十一条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を行った場合について適用する。

第八条 この法律の施行前に旧法第十一条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、新法第十一条第四項の規定は適用しない。

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「免許状取上げを」を「教育職員免許法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の学校教育法第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君

阿部 正俊君

報 (号 外)

愛知 治郎君	青木 幹雄君	中曾根弘文君	中原 爽君	谷 博之君	谷林 正昭君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君	千葉 景子君	シラシアルイ君	林 紀子君	筆坂 秀世君
有村 治子君	泉 信也君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	辻 泰弘君	角田 義一君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君
市川 一朗君	入澤 肇君	野沢 太三君	野間 越君	内藤 正光君	直嶋 正行君	吉川 春子君	岩本 莊太君
岩井 國臣君	岩城 光英君	南野知恵子君	橋本 聖子君	羽田雄一郎君	長谷川 清君	大江 康弘君	島袋 宗康君
上杉 光弘君	上野 公成君	林 芳正君	日出 英輔君	平田 健二君	広中和歌子君	田名部匡省君	田村 秀昭君
小野 清子君	尾辻 秀久君	福島啓史郎君	藤井 基之君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	高橋紀世子君	西岡 武夫君
大島 慶久君	大仁田 厚君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	藤原 正司君	堀 利和君	西川きよし君	平野 貞夫君
大野つや子君	加治屋義人君	舛添 要一君	松谷蒼一郎君	本田 良一君	松井 孝治君	平野 達男君	広野ただし君
加藤 紀文君	加納 時男君	松田 岩夫君	松村 龍二君	円より子君	峰崎 直樹君	松岡満壽男君	森 ゆうこ君
狩野 安君	景山俊太郎君	片山虎之助君	三浦 一水君	築瀬 進君	柳田 稔君	山本 正和君	山本 正和君
柏村 武昭君	龜井 郁夫君	森下 博之君	宮崎 秀樹君	山下八洲夫君	山根 隆治君	大淵 絹子君	大淵 絹子君
金田 勝年君	木村 仁君	森元 恒雄君	森田 次夫君	山本 孝史君	和田ひろ子君	大田 昌秀君	大田 昌秀君
河本 英典君	北岡 秀二君	森元 恒雄君	森山 裕君	若林 秀樹君	藁科 満治君	福島 瑞穂君	福島 瑞穂君
岸 宏一君	久野 恒一君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	又市 征治君	又市 征治君
久世 公堯君	国井 正幸君	山崎 力君	山崎 正昭君	加藤 修一君	風間 昶君	椎名 素夫君	椎名 素夫君
杳掛 哲男君	小齊平敏文君	山下 英利君	吉田 博美君	草川 昭三君	木庭健太郎君	本岡 昭次君	本岡 昭次君
小泉 顯雄君	後藤 博子君	脇 雅史君	若林 正俊君	沢 たまき君	白浜 一良君		
小林 温君	近藤 剛君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	高野 博師君	統 訓弘君		
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	今井 澄君	今泉 昭君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君		
佐々木知子君	斎藤 滋宣君	岩本 司君	海野 徹君	日笠 勝之君	弘友 和夫君		
斎藤 泰三君	清水嘉与子君	江田 五月君	江本 孟紀君	福本 潤一君	松 あきら君		
清水 達雄君	陣内 孝雄君	小川 勝也君	大塚 耕平君	森本 晃司君	山口那津男君		
鈴木 政二君	世耕 弘成君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	山下 栄一君	山本 香苗君		
関谷 勝嗣君	田浦 直君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君		
田中 直紀君	田村 公平君	北澤 俊美君	郡司 彰君	井上 哲士君	井上 美代君		
伊達 忠一君	竹山 裕君	小林 元君	小宮山洋子君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
段本 幸男君	月原 茂皓君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	紙 智子君	小池 晃君		
常田 享祥君	中川 義雄君	櫻井 充君	鈴木 寛君	小泉 親司君	大門実紀史君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	富樫 練三君	西山登紀子君		

反対者氏名

阿南 一成君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

有村 治子君

市川 一朗君

岩井 國臣君

上杉 光弘君

小野 清子君

賛成者氏名

阿部 正俊君

青木 幹雄君

有馬 朗人君

泉 信也君

入澤 肇君

岩城 光英君

上野 公成君

尾辻 秀久君

二〇八名

日程第二 平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成十四年五月二十四日 参議院會議録第二十七号 投票者氏名

大島 慶久君	大仁田 厚君
大野つや子君	加治屋義人君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	龜井 郁夫君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
杵掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顯雄君	小齊平敏文君
小林 温君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
段本 幸男君	月原 茂皓君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野沢 太三君	野間 赳君
南野知恵子君	橋本 聖子君
林 芳正君	日出 英輔君
福島啓史郎君	藤井 基之君

保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森元 恒雄君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
今井 澄君	今泉 昭君
岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	神本美恵子君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
櫻井 充君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	シレン・ルティ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君

藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円より子君	峰崎 直樹君
築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	続 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
岩本 莊太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田名部匡省君
田村 秀昭君	高橋紀世子君
西岡 武夫君	西川きよし君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大淵 綱子君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田嶋 陽子君	福島 瑞穂君
黒岩 貞雄君	又市 征治君
黒岩 宇洋君	椎名 素夫君
中村 敦夫君	本岡 昭次君

反対者氏名

井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	

日程第三 政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
上杉 光弘君	上野 公成君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大仁田 厚君
大野つや子君	扇 千景君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
龜井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君

二〇八名

北岡 秀二君	久野 恒一君	久世 公亮君	山内 俊夫君	山崎 力君
久野 恒一君	国井 正幸君	小泉 顯雄君	山崎 正昭君	山下 英利君
小齊平敏文君	小齊平敏文君	小林 温君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
後藤 博子君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	若林 正俊君	脇 雅史君
近藤 剛君	近藤 剛君	佐々木知子君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
佐藤 昭郎君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	伊藤 基隆君	今井 澄君
齊藤 滋宣君	齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君	今泉 昭君	岩本 司君
清水嘉与子君	清水嘉与子君	清水 達雄君	海野 徹君	江田 五月君
陣内 孝雄君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	江本 孟紀君	小川 勝也君
世耕 弘成君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
田浦 直君	田浦 直君	田中 直紀君	神本美恵子君	川橋 幸子君
田村 公平君	田村 公平君	伊達 忠一君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
竹山 裕君	竹山 裕君	武見 敬三君	郡司 彰君	小林 元君
谷川 秀善君	谷川 秀善君	段本 幸男君	小宮山洋子君	佐藤 泰介君
月原 茂皓君	月原 茂皓君	常田 享詳君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
中川 義雄君	中川 義雄君	中島 啓雄君	齋藤 勤君	櫻井 充君
中島 眞人君	中島 眞人君	中曾根弘文君	鈴木 寛君	高橋 良充君
中原 爽君	中原 爽君	仲道 俊哉君	高橋 千秋君	谷 博之君
西田 吉宏君	西田 吉宏君	西銘順志郎君	谷林 正昭君	千葉 景子君
野上浩太郎君	野上浩太郎君	野沢 太三君	角田 義一君	辻 泰弘君
野間 赴君	野間 赴君	南野知恵子君	直嶋 正行君	内藤 正光君
橋本 聖子君	橋本 聖子君	林 芳正君	長谷川 清君	羽田雄一郎君
日出 英輔君	日出 英輔君	福島啓史郎君	広中和歌子君	平田 健二君
藤井 基之君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	藤井 俊男君	福山 哲郎君
真鍋 賢二君	真鍋 賢二君	舩添 要一君	堀 利和君	藤原 正司君
松谷蒼一郎君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	堀 利和君	本田 良一君
松村 龍二君	松村 龍二君	松山 政司君	松井 孝治君	円より子君
三浦 一水君	三浦 一水君	溝手 顯正君	峰崎 直樹君	築瀬 進君
宮崎 秀樹君	宮崎 秀樹君	森下 博之君	柳田 稔君	山下八洲夫君
森田 次夫君	森田 次夫君	森元 恒雄君	山根 隆治君	山本 孝史君
森山 裕君	森山 裕君	矢野 哲朗君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
			藁科 満治君	荒木 清寛君

山崎 俊夫君	山崎 力君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	畑野 君枝君
山下 英利君	山下 英利君	風間 昶君	草川 昭三君	林 紀子君
吉田 博美君	吉田 博美君	木庭健太郎君	沢 たまき君	宮本 岳志君
若林 正俊君	若林 正俊君	白浜 一良君	高野 博師君	吉川 春子君
脇 雅史君	脇 雅史君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	
朝日 俊弘君	朝日 俊弘君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君	
今井 澄君	今井 澄君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	
岩本 司君	岩本 司君	弘友 和夫君	福本 潤一君	
江田 五月君	江田 五月君	松 あきら君	森本 晃司君	
小川 勝也君	小川 勝也君	山口那津男君	山下 栄一君	
岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	山本 香苗君	山本 保君	
川橋 幸子君	川橋 幸子君	渡辺 孝男君	岩本 莊太君	
北澤 俊美君	北澤 俊美君	大江 康弘君	島袋 宗康君	
小林 元君	小林 元君	田名部匡省君	田村 秀昭君	
佐藤 泰介君	佐藤 泰介君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	西川きよし君	平野 貞夫君	
櫻井 充君	櫻井 充君	平野 達男君	広野ただし君	
高橋 良充君	高橋 良充君	松岡満壽男君	森 ゆうこ君	
谷 博之君	谷 博之君	山本 正和君	渡辺 秀央君	
千葉 景子君	千葉 景子君	大淵 絹子君	大淵 雅子君	
辻 泰弘君	辻 泰弘君	大田 昌秀君	田嶋 陽子君	
内藤 正光君	内藤 正光君	福島 瑞穂君	測上 貞雄君	
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	又市 征治君	黒岩 宇洋君	
平田 健二君	平田 健二君	中村 敦夫君	本岡 昭次君	
福山 哲郎君	福山 哲郎君			
藤原 正司君	藤原 正司君			
本田 良一君	本田 良一君			
円より子君	円より子君			
築瀬 進君	築瀬 進君			
山下八洲夫君	山下八洲夫君			
山本 孝史君	山本 孝史君			
若林 秀樹君	若林 秀樹君			
荒木 清寛君	荒木 清寛君			

反対者氏名

井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君

一九名

日程第四 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	林 紀子君	筆坂 秀世君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君
有村 治子君	泉 信也君	吉川 春子君	
市川 一朗君	入澤 肇君		
岩井 國臣君	岩城 光英君		
上杉 光弘君	上野 公成君		
小野 清子君	尾辻 秀久君		
大島 慶久君	大仁田 厚君		
大野つや子君	扇 千景君		
加治屋義人君	加藤 紀文君		
加納 時男君	狩野 安君		
景山俊太郎君	柏村 武昭君		
片山虎之助君	金田 勝年君		
亀井 郁夫君	河本 英典君		
木村 仁君	岸 宏一君		
北岡 秀二君	久世 公亮君		
久野 恒一君	查掛 哲男君		
国井 正幸君	小泉 顯雄君		
小齊平敏文君	小林 温君		
後藤 博子君	鴻池 祥肇君		
近藤 剛君	佐々木知子君		
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君		
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君		

二〇一名

平成十四年五月二十四日 参議院會議録第二十七号 投票者氏名

清水嘉与子君	清水 達雄君	江本 孟紀君	小川 勝也君
陳内 孝雄君	鈴木 政一君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	神本美恵子君	川橋 幸子君
田浦 直君	田中 直紀君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
田村 公平君	伊達 忠一君	郡司 彰君	小林 元君
竹山 裕君	武見 敬三君	小宮山洋子君	佐藤 泰介君
谷川 秀善君	段本 幸男君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
月原 茂皓君	常田 享詳君	齋藤 勤君	櫻井 充君
中川 義雄君	中島 啓雄君	鈴木 寛君	高嶋 良充君
中島 眞人君	中曾根弘文君	高橋 千秋君	谷 博之君
中原 爽君	仲道 俊哉君	谷林 正昭君	千葉 景子君
西田 吉宏君	西銘順志郎君	ツシムライ君	辻 泰弘君
野上浩太郎君	野沢 太三君	角田 義一君	内藤 正光君
野間 越君	南野知恵子君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君
橋本 聖子君	林 芳正君	長谷川 清君	平田 健二君
日出 英輔君	福島啓史郎君	広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君	藤井 俊男君	藤原 正司君
真鍋 賢二君	舩添 要一君	堀 利和君	本田 良一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	松井 孝治君	円 より子君
松村 龍二君	松山 政司君	峰崎 直樹君	築瀬 進君
三浦 一水君	溝手 顕正君	柳田 稔君	山下八洲夫君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	山根 隆治君	山本 孝史君
森田 次夫君	森元 恒雄君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
森山 裕君	矢野 哲朗君	薬科 満治君	荒木 清寛君
山内 俊夫君	山崎 力君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
山崎 正昭君	山下 英利君	風間 昶君	草川 昭三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	木庭健太郎君	沢 たまき君
若林 正俊君	脇 雅史君	白浜 一良君	高野 博師君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
伊藤 基隆君	今井 澄君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君
今泉 昭君	岩本 司君	浜四津敏子君	日笠 勝之君
海野 徹君	江田 五月君	弘友 和夫君	福本 潤一君

反対者氏名

松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	岩本 莊太君
大江 康弘君	田名部匡省君
田村 秀昭君	高橋紀世子君
西岡 武夫君	西川きよし君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	田嶋 陽子君
黒岩 宇洋君	椎名 素夫君
本岡 昭次君	

二五名

井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
小泉 親司君	大門美紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	島袋 宗康君
大淵 絹子君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	福島 瑞穂君
大淵 貞雄君	又市 征治君
中村 敦夫君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 二番四都港区虎ノ門二丁目 財務省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 送料別 〇〇五円 別